

申告相談会場などのご案内

税務署が開設する申告相談会場および税理士会による確定申告無料相談会場は、次のとおりです。

申告書は会場内で作成・提出することもできますが、国税庁ホームページで作成し、e-Taxによる送信または印刷して郵送などにより提出することができますので、ぜひご利用ください。

【税務署が開設する申告相談会場】

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
阿蘇税務署 会議室 (阿蘇市一の宮町宮地1944番地)	2月16日(木)～3月15日(水) ※土曜、日曜日を除く。 午前9時～午後4時	阿蘇税務署 (代表) 0967 (22) 0551 ※自動音声案内「2」

平成28年熊本地震により被害を受けられた方の申告については、上記以外に次のとおり特設会場を開設します。

申告の際は、損失の計算に必要な書類および確定申告に必要な書類などをご持参ください。

【申告相談特設会場】

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
火の国ハイツ 県民総合運動公園入口 (熊本市東区石原2丁目2-28)	2月16日(木)～3月15日(水) ※土曜、日曜日を除く。 ※2月19日(日) および 2月26日(日) に限り開設 午前9時～午後4時	阿蘇税務署 (代表) 0967 (22) 0551 ※自動音声案内「2」

【税理士会による確定申告無料相談会場】

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
長陽保健センター ロビー	2月16日(木)～21日(火) ※土曜、日曜日を除く。 午前9時～午後4時	(62) 9181 ※税務課直通

※申告期限間際になりますと申告会場が混み合うことが予想されますので、早めの申告にご協力をお願いします。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL0967 (22) 0551 ※自動音声案内

公的年金収入のある方や
収入が0円の場合の
確定申告について

年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合にも村県民税・国民健康保険税申告はしなくても構いません。
申告をしないと、所得証明や課税証明書の発行ができないばかりか、軽減や減免などを受けられず、不利益を被ることになります。
必ず、期間内に申告をしていただきますようお願いいたします。
村内の確定申告日程表については、9ページおよび村ホームページをご覧ください。

【申告しないと受けられないもの】

- ・国民健康保険税の軽減判定
- ・介護保険料の算定
- ・後期高齢保険料の算定
- ・保育料の算定
- ・公営住宅入居の申し込み
- ・国民年金免除申請
- ・扶養認定
- ・災害減免など



〈問い合わせ〉

役場 税務課課税係
TEL (62) 9181